

企業経営に資する知的財産契約

企業経営に資する知的財産契約の実務

—知的財産契約の考え方、位置付け、戦略を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目 次

はじめに

I 知的財産契約の考え方

1. 知的財産契約の趣旨、基本的要素、実務
2. 知的財産契約の総合戦略
3. 知的財産契約（知的創造サイクル）

II 知的財産契約の位置づけ

1. 知的財産戦略の観点からの経営戦略論へのアプローチと競争優位戦略
2. 企業の経営戦略において、何が重要な知的財産か
3. 知的財産権の経営戦略上の価値評価
4. 知的財産の動向
5. 具体的経営戦略に組み入れてこそ！

III 知的財産契約の戦略

1. 企業経営における知的財産の機能
2. 企業経営における知的財産（知的財産部門）の役割
3. 企業経営における知的財産戦略
4. 企業経営と知的財産権
5. 競争戦略の基本
6. 知的財産権戦略の観点からの競争優位戦略
7. 知的財産契約の戦略
8. ライセンス契約の戦略

まとめ

はじめに

日本経済を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、将来に対する閉塞感を払拭できない中、我が国の国際的な競争力を高め、経済・社会全体を活性化することが求められている。そのためには、我が国を、科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることが必須である。その目標に向けた諸改革を直ちに実行するため、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である知的財産戦略大綱が策定され平成14年7月3日に公表された。

昨今の企業経営は、バブル崩壊、ボーダレス経済等により構造的变化に直面し、厳しい状況がつづいている。このような中で、各企業は、経営戦略の再構築を迫られている。このような経営環境の中において、競争優位を構築するための経営戦略は、従来の理念、ファクターだけでは不十分かつ、社会から認知されることは難しい。

企業(会社)とは何かについて、持続的発展企業であるべきだという前提理念に基づいた場合、高い企業理念が必要不可欠となる。高い企業理念の基における経営戦略の有力な視座として、知的財産権を核に据えた競争優位戦略がある。

知的財産権制度は、経済発展政策として、創作に対し政策的に独占排他権を認知し、創作者に経済的インセンティブを与えるものである。これから企業経営においては、知的財産権保護制度に沿って、取得、保有する知的財産権を、適正に評価し、適法かつ、公正に企業戦略に取り入れていく必要がある。

昨今における企業経営は、極めて複雑な要素・項目を検討した経営戦略に基づいて行わなければ、経営効率、経営計画の実効性は期待できない。特に、業際的活動、戦略的な資本・業務・技術提携なしには持続的発展企業たり得ない。

広範かつ厳しい企業競争の中で、フェアな競争を絶対優位・比較優位に展開して行くためには、競争優位手段として、法制度上認知されている知的財産権を活用した経営戦略が有効、かつ必要である。従来、企業経営において、知的財産権を経営戦略に十分取り入れた実務が行われていなかった。その主な理由は、経営戦略における知的財産の戦略的活用においては、企業経営における知的財産権の価値評価が前提となるが、それが十分実施されなかつたことにある。

I 知的財産契約の考え方

1. 知的財産契約の趣旨、基本的要素、実務

(1) 知的財産契約の趣旨

知的財産ライセンス契約は、知的創造サイクル的に、創造段階で共同研究開発契約、権利化段階で職務発明の予約承継、譲渡契約が、また、活用段階でライセンス契約が重要である。

知的財産・知的財産権のうち主なものは、方式主義の特許権等の産業財産権、無方式主義の著作者の権利（著作者人格権と著作権）、行為規制保護の不正競争防止法上の営業秘密に区分される。

(2) 知的財産契約の基本的要素

知的財産契約業務は、基本的には文書業務、また、ミニマムリクワイアメントとしての法律業務、あるべき業務としては総合的戦略業務である。そして、法的情報・知識、契約実務の情報・

知識が、最終的には、方針・戦略に基づいて、契約自由の原則の範囲内でWin-Win的に対応することになる。

(3) 知的財産契約の実務

一般的に知的財産契約には、契約自由の原則、すなわち、締結の自由、相手方選択の自由、内容の自由、方式の自由が適用される。また、そのチェックポイントは、明確性、適合性、適法性特に独占禁止法上の問題点、履行強制の可能性と妥当性、完全性が重要である。そして、知的財産契約の内容は、専用実施権許諾者の設定登録応諾義務等法律上の義務、ノウハウライセンサーの秘密保持義務のような基本的・本質的義務、ライセンサーの改良技術に関するフィードバック義務等の約定義務等によって構成される。

(4) 知的財産契約のための基本的要素

- ①法的情報・知識 : ミニマムリクワイアメント
- ②契約実務 情報・知識：法的情報そのものだけではガイドラインにならない
- ③方針・戦略 : 契約自由の原則の範囲内で Win-Win

(5) 契約業務

- ①文書業務 : 基本的には文書業務
- ②法律業務 : ミニマムリクワイアメント
- ③総合的戦略業務 : あるべき契約業務

(6) 契約上の義務

- ①法律上の義務：専用実施権を許諾した者はその設定登録応諾義務
- ②基本的義務 : ノウハウライセンサーの秘密保持義務
- ③約定義務 : ライセンサーの改良技術に関するフィードバック義務等

2. 知的財産契約の総合戦略

知的財産契約を経営戦略の観点から検討する場合には、総合戦略的に配慮する必要がある。そして、配慮すべき事項は一定不变ではないが、次の事項が重要である。

2-1 知的財産契約の基本的理念

- (1) 当事者間の正義、信義則、インセンティブ、戦略、方針、利益、信頼、秩序
- (2) 公正性、公正競争、経済政策
- (3) 経済効率性、産業の発展